

答申の履行についての検討資料

論 点

答申から裁決・決定までの期間	1
1 審査会の答申を受けた後直ちに裁決・決定を行うことがで きなかつた事例.....	1
2 審査会の答申内容と一部異なる裁決・決定を行った理由.....	1
(別紙) 審査会の答申を受けた後直ちに裁決・決定を行うこと ができなかつた理由.....	3

論 点

答申の履行

答申から裁決・決定までの期間

答申から裁決・決定までの期間が長期化している事例が一部にあり、中には1年を超す事例がみられる。関係機関では、その理由として、第三者への連絡に時間を要した、対象文書が大量であった、通常業務が繁忙であったことなどを挙げている。

これまで、諮問庁において答申どおりの内容の裁決・決定が行われてきているが、答申の内容と一部異なる内容の決定を行った事例が2件見られる。

- 1 審査会の答申を受けた後直ちに裁決・決定を行うことができなかった理由
別紙参照
- 2 審査会の答申の内容と一部異なる裁決・決定を行った事例

審査会答申 H16.2.3「日本海中部海域不審船に関して海上保安庁日本海中部海域不審船対策室が収集した関連情報及び作成した関連文書に関する件」及び「日本海中部海域不審船に関して官邸の危機管理センターに提出した「海上保安庁連絡事項」に関する件」

審査会における諮問庁の主張

「海上保安庁連絡事項」は、不審船に関する関係機関に対する情報伝達を図ったものであるため、連絡先等（その他連絡先、報告担当者及び情報入手先を含む。）については不審船事案発生時の情報収集連絡体制に係る記載となっている。

これが公になると、不審船に乗船している何らかの犯罪を犯そうと考えている者や既に犯罪を犯した者又は今後も何らかの犯罪を継続して実施しようと考えている者あるいはそのような者を統括している組織（以下「犯罪組織等」という。）が、海上保安庁の不審船等に関する連絡体制のいずれかから盗聴により犯罪の予防・鎮圧に係る情報を奪取したり、通信系統への妨害工作を行うことを容易ならしめ、海上保安庁と関係機関との通信連絡体制を混乱に陥れ、犯罪の解明、摘発を困難なものとするおそれがあり、法5条4号に該当する。」

答申

「海上保安庁連絡事項」については、本件文書は、事故災害等に関する情報連絡要領(平成11年7月1日付け海上保安庁長官通達)に基づき作成されたものであり、同要領によれば、本件事案のような重大事案が発生した場合には、その報告先として、海上保安庁及び国土交通省の幹部職員や政府の主要機関に連絡することが定められているところ、その連絡先の欄に記載されている者及び部署は、所掌事務、権限や他の同様の事案から一般的に容易に推測されるものであり、特段秘匿性の高い情報であるとは認められないことから、法5条4号により不開示とする理由はないと言わざるを得ない。また、同文書の報告担当者の記載部分のうち電話番号を除く部分及び情報入手先の記載部分には、本件事案を海上保安庁で担当した部署及びその担当者の名前並びに同庁の担当部署に情報を提供した部署が記載されているが、これらも、本件事案のような事案が発生した場合に、所掌事務や権限等から一般的に容易に推測がつくか、又は既に公になっている部署であるとともに、諮問庁の説明によれば、当該担当者も、その者の所属する部署や職責から特段秘匿すべき者とは認められず、これらを公にしたとしても、諮問庁が説明するような事態が生じるものとは考えられないことから、開示すべきである。」

決定

「報告担当者の名前については、臨時的に担当した職務を行っていたもので、法令の規定により又は慣行として公にされているものではなく、法5条1号の不開示情報に該当し、また、犯罪組織等からの報復等により危害が及ぶおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、海上保安業務体制の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号及び同条6号イの不開示情報に該当する。」

(別紙) 審査会の答申を受けた後直ちに裁決・決定を行うことができなかった理由

行政機関	件名等	答申年月日	裁決・決定年月日	期間	理由
宮内庁	事務日誌の一部開示決定に関する件	2003/7/14	2003/12/15	約5か月	答申結果について関係部局との調整等に時間を要したため
公正取引委員会	特定の審判に係る第一回準備書面及び答弁書の不開示決定に関する件	2004/7/27	2004/9/24	約2か月	第三者意見について慎重に検討したため
	文書台帳2003年(公審第1号より直近(平成15年9月12日まで))の部分開示決定に関する件	2004/7/2	2004/8/27	約2か月	一部不開示とした部分について開示すべきとの答申を得て、当該部分につき慎重に検討を行ったため
防衛庁	規律違反の申立てに係る調査結果に関する決裁文書の一部開示決定に関する件	2004/3/29	2004/9/3	約5か月	不開示決定の一部につき妥当でない旨の答申を受けたところ、諮問を予定している類似案件への影響が大きかったため、開示のための調整に時間を要したため
金融庁	1992年4月10日を検査基準日とする阪和銀行の検査に係る検査報告書	2003/10/28	2004/5/24	約7か月	限られた人員の中、日常業務の繁忙も極めていた結果、審査会の答申を受けた後、直ちに裁決・決定を行うことができなかったため
	大正生命保険に対する1992年2月26日を検査基準日とする検査に係る検査報告書及び示達書	2003/3/19	2004/4/7	約1年	限られた人員の中、日常業務の繁忙も極めていた結果、審査会の答申を受けた後、直ちに裁決・決定を行うことができなかったため
総務省	委託放送事業者の事業収支報告書類(平成10年度)の一部開示決定に関する件	2003/2/12	2003/6/19	約4か月	答申結果について、慎重な判断を行う必要があったため 当該時期は委託放送業務の認定等業務及び電気通信役務利用放送の登録等業務に繁忙を来したため
	特定委託放送事業者に係る委託放送業務認定申請書及び同認定に関する文書等の一部開示決定に関する件	2003/10/21	2004/2/5	約3か月	答申結果について、慎重な判断を行う必要があったため 当該時期は所掌業務である電気通信役務利用放送の登録等業務に繁忙を来したため
公安調査庁	破壊活動防止法に基づき作成された文書	2004/1/16	2004/4/30	約3か月	異議申立てに係る文書が大量であり、原決定で不開示とした部分のうち、決定において開示することとした部分が多数あったため
外務省	1996年4月から6月に支出された報償費(在外公館分も含む)について、(1)担当課(在外公館にあっては担当官)らが起案し、会計課長(在外公館長)らの決裁を経た決裁書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録(2)担当課(担当官)ら起案した支出依頼書、会計課長(在外公館長)ら作成した支出決議書など、実際の支払い手続きのために作成された文書・図面・電磁的記録(3)請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証拠書類。	2004/2/10	未決定		同時期に類似案件に係る答申が63件発出されており、これらの答申に基づいて再決定することとなった対象文書が数万枚に至る膨大な数量であるため、答申に則した開示を行うための必要な作業に長期間を要しているため
厚生労働省	委託研究に関連する資料	2003/6/23	2004/7/13	約1年1か月	答申後に第三者に対する連絡、意見確認に日数を要したため
	有期事業番号振出カード	2003/9/17	2003/11/4	約2か月	国会等の業務と輻輳したため
農林水産省	土地価格不動産鑑定書の不開示決定に関する件	2003/10/30	2004/3/22	約5か月	答申を受け、新たに開示の対象となった情報に対し、第三者意見聴取を行ったこと、及び当該答申内容を裁決書にどのように記載するかについて内部検討に時間を要したため
特許庁	特定の財団法人の一部民営化に関して通商産業省が行った行政指導等の具体的施策に関する文書	2003/4/10	2003/11/4	約7か月	関連する訴訟の判決を待っていたため 不服申立てを担当している部署は、情報公開関係も含め庁全体の不服申立てを、古いものから順番に処理しているため
国土交通省	平成12年度に行われた嘉手納ラブリコン業務実態把握のための管制官派遣報告の不開示決定に関する件	2003/4/15	2003/10/23	約6か月	不開示決定が妥当でない(一部開示すべき)との答申を受け、開示するため関係者(米国)に事前に理解を得る時間等を要したため
会計検査院	消費税の性格について決算検査報告に掲記した見解を確立する根拠となった資料等の不開示決定(不存在)に関する件(平成14年諮問第3号)	2002/12/2	2003/7/7	約7か月	行政不服審査法第25条ただし書に基づく口頭意見陳述の申立てが行われたため